

株式会社リフシア 行動計画（次世代法）

社員の仕事と家庭生活の調和を図り、社員が働きやすい環境をすることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日 ～ 令和3年12月31日までの2年5ヶ月間
2. 内容

目標1： 社員の所定外労働を削減するため、令和2年12月31日までに全従業員の所定外労働時間を月間30時間未満かつ、年間300時間未満とする。

《対策》

- 令和元年9月 全従業員の所定外労働時間について現状を把握し、業務改善計画についての検証を行う。
- 令和元年11月 計画を管理職会議内で共有し、全従業員へ周知、実行する。
- 毎月勤怠締め後 月ごとの所定外労働時間を把握し、該当者へは指導を行う。
- 令和3年1月 令和2年1月1日～令和2年12月31日までの実績を確認する。
- 令和3年2月 実績報告を作成、従業員に周知する。

目標2： 社員の年次有給休暇については、年間5日以上を取得を100%達成する。
また、マイタイム休暇取得日数をひとり当たり年間平均7日以上とする。

《対策》

- 令和元年11月 年次有給休暇、マイタイム休暇の取得状況の実態を把握する。
- 令和元年11月 計画的取得奨励のリーフレットを作成・配布する。
- 令和元年12月 前年度のマイタイム休暇取得実績と取得促進についての取組みを公表する。
- 令和2年12月 前年度のマイタイム休暇取得実績と取得率の高い事業所の取組み例を公表する。
- 令和3年12月 前年度のマイタイム休暇取得実績と取得率の高い事業所の取組み例を公表する。
- 期間内毎月 年次有給休暇取得管理簿の入力を徹底し、年間5日間の取得の履行について確認、年次有給休暇取得5日以上を徹底させる。